

熊本市新庁舎整備基本計画 目次（案）

赤色字：今回報告

はじめに

第1章 これまでの検討

- 1-1 新庁舎整備の検討経緯
- 1-2 現庁舎の課題と整備の必要性（基本構想より）
- 1-3 新庁舎の目指すべき姿（基本構想より）
- 1-4 新庁舎の建設地の選定（基本構想より）

第2章 新庁舎のコンセプト

(仮コンセプト)

第3章 配置計画

- 3-1 敷地条件
- 3-2 動線計画
- 3-3 新庁舎の配置計画
- 3-4 新庁舎の構成

第4章 機能別整備方針

- 4-1 本庁舎機能
- 4-2 議会機能
- 4-3 中央区役所機能
- 4-4 交流・共創機能
- 4-5 駐車場・駐輪場機能

第5章 求められる性能・水準

- 5-1 防災・災害に対する性能
- 5-2 環境性能
- 5-3 景観・デザイン
- 5-4 インクルーシブデザイン
- 5-5 執務環境性能
- 5-6 セキュリティ
- 5-7 DX推進
- 5-8 長寿命化・ライフサイクルコスト
- 5-9 可変性

第6章 新庁舎の規模

- 6-1 新庁舎に配置する組織
- 6-2 新庁舎の面積
- 6-3 施設イメージ

第7章 概算事業費、工事発注方式、事業スケジュール

- 7-1 概算事業費
- 7-2 工事発注方式
- 7-3 事業スケジュール

第8章 関連事業

- 8-1 関連事業

章立てや項目の名称等については素案段階で見直しを図る予定です

○新庁舎のコンセプト・基本理念・・・第4回資料2、第5回資料7

【新庁舎のコンセプト】

森のように ひととまちを そだて・つなぎ
熊本城とともに まもり・あゆむ

【基本理念】

- ①あらゆる災害からまもり様々な状況に柔軟かつしなやかに対応する庁舎
- ②全ての人を使いやすくアクセスしやすい、居心地が良く快適な庁舎
- ③多様な場所や空間があり、交流・共創と賑わいを生み出す庁舎
- ④森の都の景観と調和し、地域の歴史を継承し文化を創出する庁舎
- ⑤恵まれた環境や限りある資源を活かし、育み、永く使うことができる庁舎

○執務環境・・・第4回資料3

整備方針

- ・職員間コミュニケーションを活性化させ、個人・組織の能力を最大限引き出し、質の高い行政サービスが提供できる執務環境とします。
- ・行政ニーズの変化による組織改編等に柔軟に対応できる可変性のある執務室とします。
- ・平時にも災害時にも使えるフェーズフリーな会議室とします。
- ・文書及び物品の保管量を見直し、管理がしやすい書庫・倉庫を整備します。

(1) 執務室

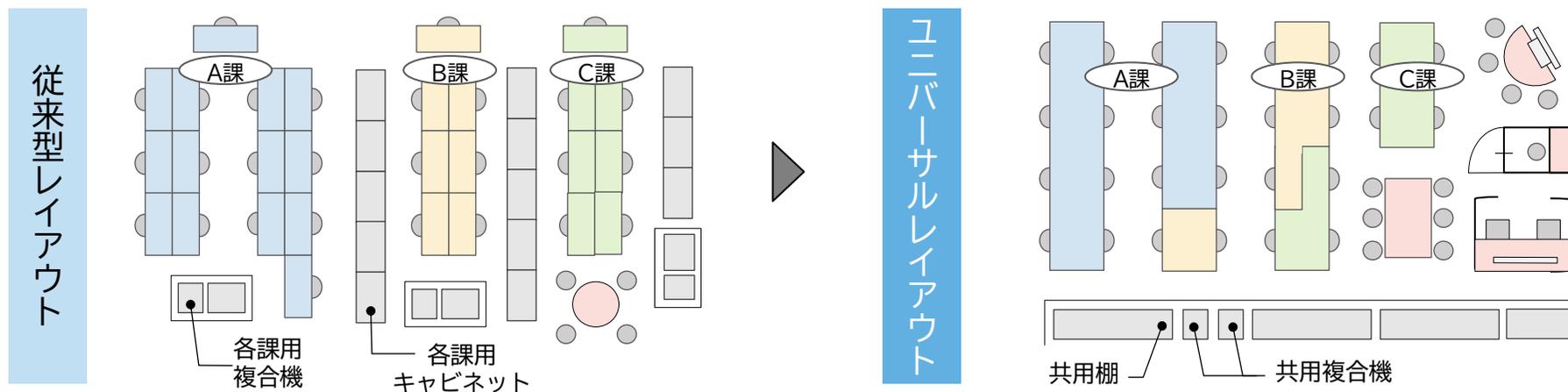
- ・行政ニーズの変化による組織改編や業務の拡大・縮小などに柔軟に対応できるユニバーサルレイアウトを前提としたオフィスレイアウトとします。
- ・部署単位のグループアドレスを基本とし、開放的で視認性の高いオープンフロアで、職員間のコミュニケーションを促進します。
- ・デスクサイズを統一し、レイアウトの変更を容易にします。
- ・複数人での共同作業ができるスペース、集中作業ができるソロワークスペース、相談・打合せができるスペース、周囲の音が気にならないWEB打合せスペース等、さまざまな形態のスペースを設け、効率よく働くことができる環境とします。

(2) 会議室

- ・会議室は原則、全庁共用とし、効率的な運用のため予約システムを導入します。
- ・整備数については、職員のみで行う少人数の会議は執務室内の打合せスペースを活用することとし、個室で行う必要がある会議に対象を絞り、算定を行います。

(3) 書庫・倉庫

- ・文書量、物品量ともに削減目標を現状の50%と設定し、面積の適正化を図ります。
- ・効率的な公文書・物品管理のため、書庫・倉庫は集約配置や共用化を行います。



○セキュリティ・・・第4回資料4

整備方針

・行政機能の安定的な運営のために、情報資産等の安全を確保し、市民サービスの信頼性と業務の継続性を維持できるエリア分けを行います。

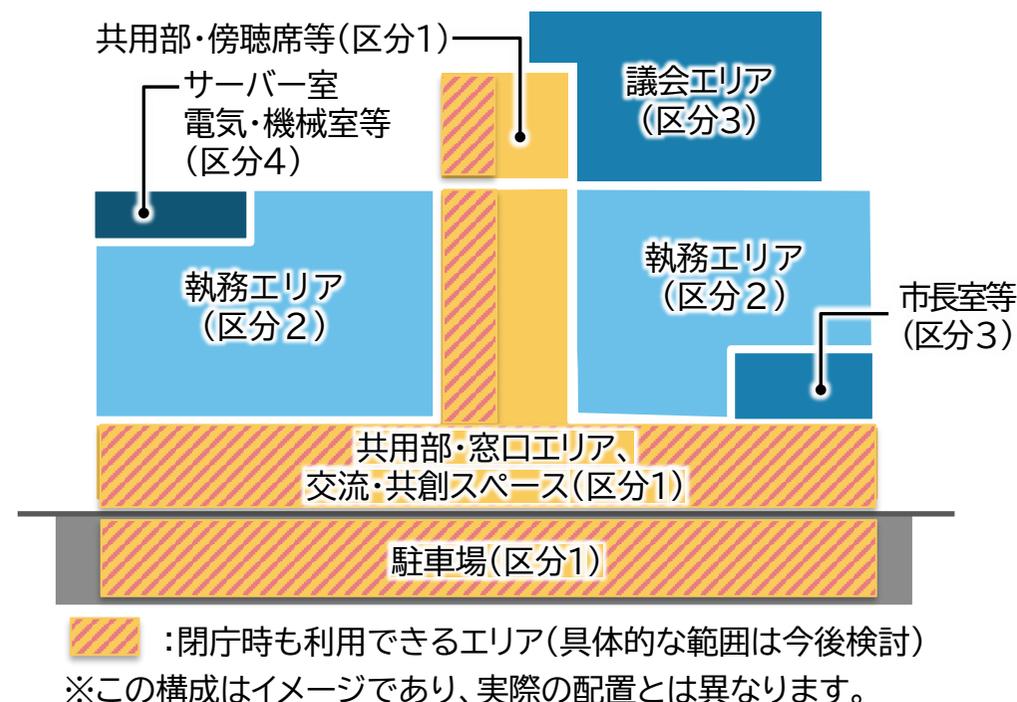
（1）セキュリティゾーンの考え方

- ・セキュリティ区分は以下のとおりとし、区分を考慮したフロア配置とします。
- ・セキュリティエリア内外の入退室管理システムの導入を検討します。

【セキュリティ区分】

区分	利用対象者	利用可能範囲	セキュリティ内容
4	管理者	サーバー室、 電気・機械室等	関係者以外立入禁止 (原則施錠)
3	議員	議会エリア	議員・所属職員または 許可を得た者のみ立入可
	一部の職員	市長室等	
2	職員	執務エリア	職員のみ立入可
1	どなたでも	共用部・窓口エリア 交流・共創スペース 駐車場	市民を含めた 全ての者が立入可

【セキュリティゾーニングのイメージ】



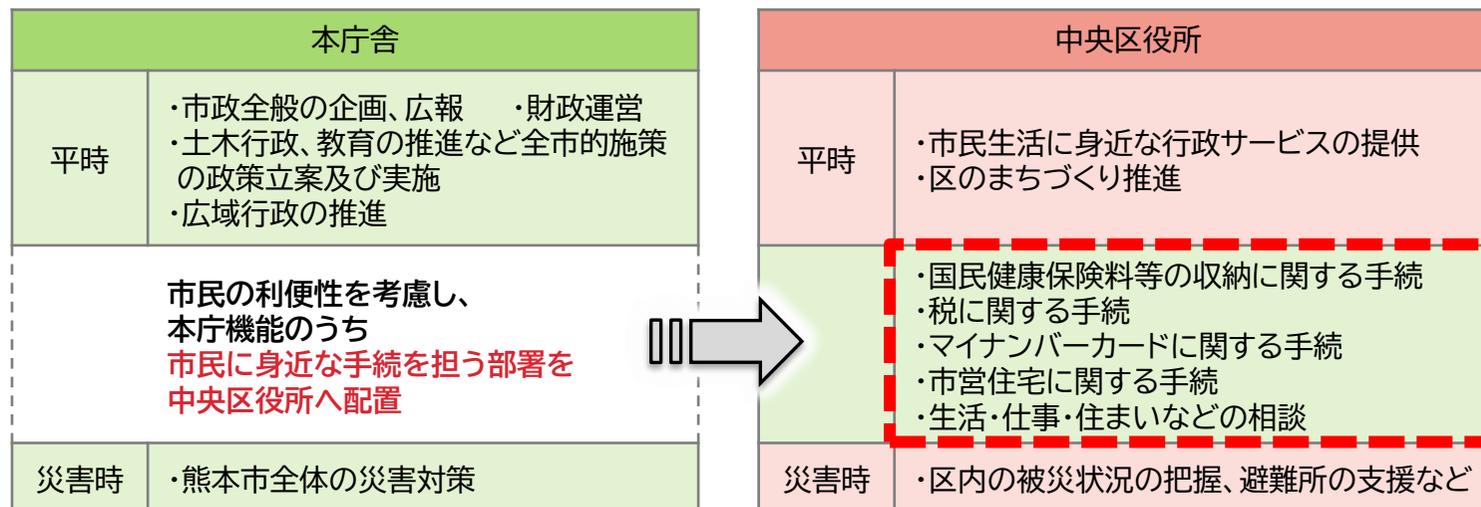
○ 部署配置・DX推進・・・第4回資料5、資料8

整備方針

- ・本庁舎と中央区役所を分棟することに伴い、市民の利便性が低下しないよう、市民の身近な手続を担う部署を中央区役所へ集約して配置します。
- ・DXの推進を前提とし、多様化する行政ニーズと効率的な業務運営を支える庁舎を目指します。
- ・将来的に導入が予想されるICT等を活用した技術への対応も視野に入れた庁舎を目指します。

（1）部署配置の考え方

- ・本庁機能のうち、市民に身近な手続を担う部署を中央区役所へ集約して配置することで、来庁者が1つの用件で本庁舎と中央区役所を行き来しなくても済むようにします。
- ・オンライン申請の推進など、「行かない窓口」の取組を推進します。



（2）DXの推進

- ・「くまもとDXアクションプラン」を踏まえ、業務効率化と行政サービスの向上に寄与する庁舎を目指します。
- ・基本計画策定段階で具体的な導入の想定が難しい技術についても、設計段階・施工段階で将来的な導入に向けて継続して検討を進めます。

	住民サービスの向上	職員の生産性向上	セキュリティ対策
導入済の技術 ※必要に応じて拡充を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップサービス導入 ・書かない窓口導入 ・オンライン申請導入 ・キャッシュレス導入 ・混雑状況配信 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの環境整備 ・ペーパーレス化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・端末の静脈認証導入
将来的に導入が想定される技術	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者予約サービスの提供 ・AI受付サービスの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室の予約システム導入 ・空調、照明の自動制御導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策用AIカメラの導入 ・サービスロボットの導入 ・入退出管理システムの導入

○インクルーシブデザイン・・・第4回資料7

整備方針

・年齢・性別・障がいの有無・国籍を問わず、多様な視点を踏まえ、誰もが安心・公平に利用できる空間を目指し、設計初期段階から段階的に多様な利用者の意見を取り入れるためのインクルーシブデザインの手法を導入します。

（1）インクルーシブデザインの導入

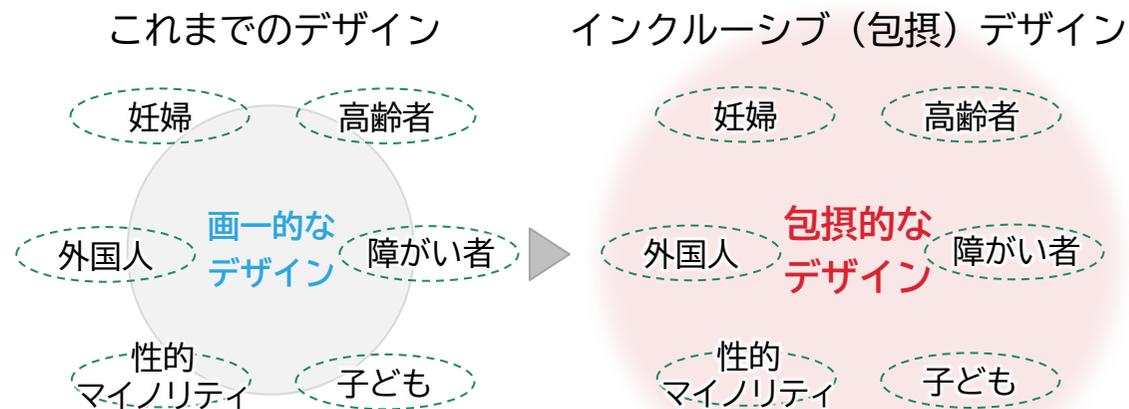
- ・インクルーシブデザインとは、従来の設計プロセスでは考慮されにくかった障がい者、高齢者、子ども、外国人など多様な当事者の視点やニーズを積極的に取り入れ、誰もが公平に利用できる空間を創出する設計手法を指します。
- ・新庁舎の整備にあたっては、段階的に多様な利用者の意見を取り入れていきます。

（2）誰もが安心して快適に利用できる空間の整備

- ・トイレは、車椅子利用者やオストメイト利用者、子育て世代等の意見を聞き、誰もが安心して利用できるよう整備します。また、想定される利用者数に基づき、十分な数のトイレを整備します。
- ・授乳室やキッズスペースは、子育て世代等の意見を聞き、ドア幅やベビーベッドの高さなど使いやすさに配慮して整備します。
- ・カウンターや記載台は、車椅子利用者や子育て世代等の意見を聞き、高さ等に配慮して整備します。

（3）誰もが安全で円滑に通行できる移動空間の整備

- ・案内サインは、色覚多様性の方や外国人等の意見を聞き、色彩やピクトグラムなどを組み合わせ、直感的でわかりやすいデザインとします。
- ・点字ブロックや音声誘導装置は、視覚障がい者等の意見聞き、安全性を十分に考慮して整備します。



【意見を踏まえて対応した本市事例】



施工段階での意見を元に肘が当たらないよう手摺位置を調整
(熊本城ホール)

【他都市事例】



窓口に隣接したキッズスペース
(守山市役所)

○環境性能・・・第4回資料9

整備方針

- ・環境に配慮した庁舎を実現するため、ZEB※Ready以上の認証取得を目指します。
- ・自然エネルギーを活用し、脱炭素社会の実現に寄与する庁舎を整備します。
- ・建物のライフサイクル全体を通じてCO2排出量の最小化を目指します。

※ ZEB (Net Zero Energy Building) : 建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のこと。

(1) 目標とするZEBランク

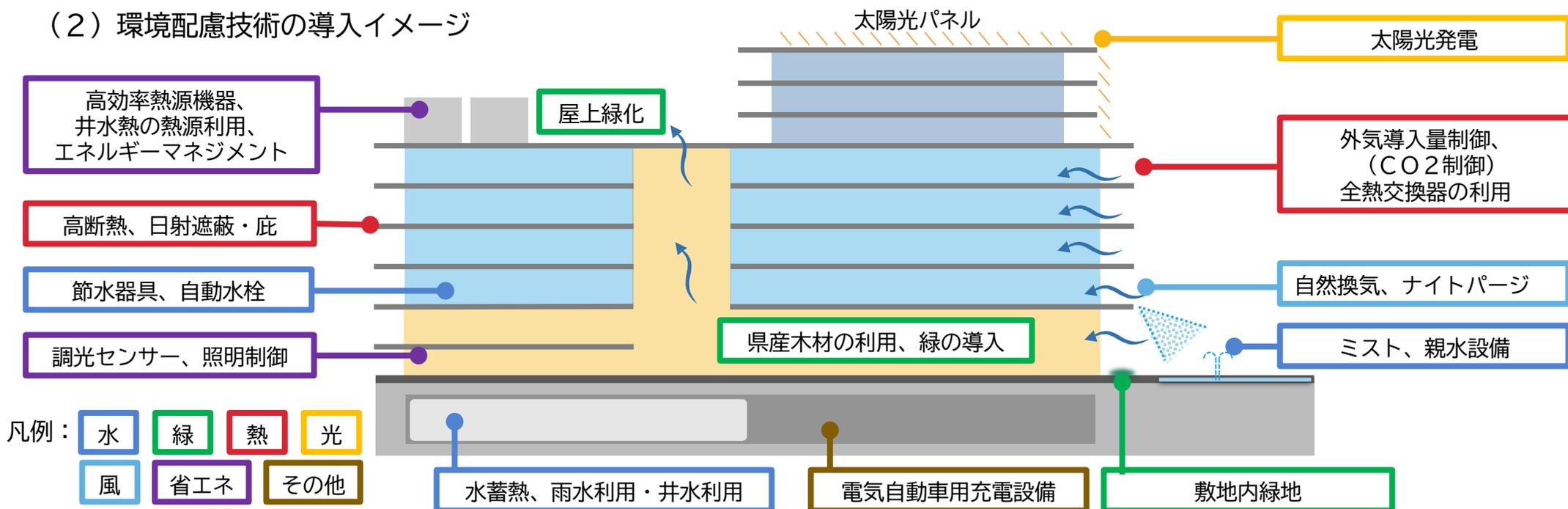
ZEBランク	基準一次エネルギー削減率		
	省エネ	創エネ	省エネ+創エネ
ZEB	50%以上	50%以上	100%以上
Nearly ZEB		25%以上	75%以上
ZEB Ready	40%以上	—	50%以上
ZEB Oriented		—	40%以上

【目標とするZEBランク】

新庁舎のZEBランクについては、国の政策や本市の方針を参考に、**ZEB Ready**以上の認証取得を目指します。

※創エネの導入状況によって、更なるランク向上も検討します。

(2) 環境配慮技術の導入イメージ



(注) 記載の内容は、今後導入を検討する環境配慮技術のイメージを示したものです。導入の可否については、基本設計段階で整理を行います。

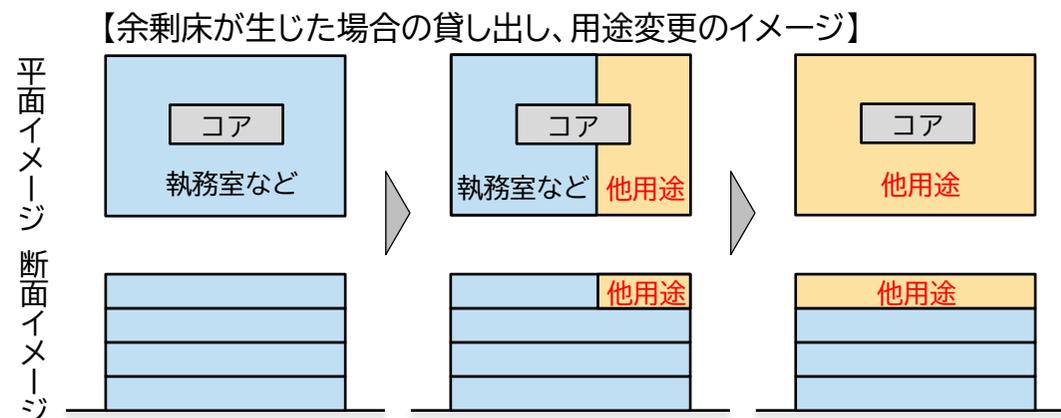
○可変性、長寿命化・ライフサイクルコスト・・・第4回資料6、資料10

整備方針

- ・将来の行政ニーズの変化や組織改編等に対応できる、可変性の高い庁舎とします。
- ・建物の長寿命化と施設の維持管理費の抑制を図ることで、ライフサイクルコストの低減を目指します。

(1) 可変性を持たせた整備手法

- ・将来の市民ニーズの変化や組織改編に対応したレイアウト変更を容易にするため、構造躯体（スケルトン）と間仕切りや設備（インフィル）を分けて施工するスケルトン・インフィルを採用します。
- ・職員数や来庁者の減少に伴い余剰床が生じた場合を想定し、交流・共創スペース等、その他の用途への変更や部分的な貸し出しに対応できる汎用性の高い計画とします。



(2) 長寿命化に向けた取組

- ・「熊本市公共施設等総合管理計画」「熊本市公共建築物長寿命化指針」にもとづき、施設の長寿命化を図ります。
- ・適切な時期に適切な保全を行う「計画保全」の実施を想定し、仕様を踏まえた長寿命化計画を策定します。

(3) メンテナンス性・更新の容易性の確保

- ・日常点検や修繕が容易に行えるように動線や作業スペースの適切な確保を行います。
- ・空調・電気・給排水などの設備機器等の更新を想定した配置とします。

(4) 維持管理費用の抑制

- ・保守性に優れた仕様を採用し、維持管理に要するコストの軽減を図ります。
- ・材料や設備機器を選定する際は、耐久性・メンテナンス性などを考慮し、ライフサイクル全体におけるコストの最小化を目指します。

○景観・デザイン・・・第4回資料11

整備方針

- ・新庁舎は、「熊本市景観計画」の景観形成基準※1、「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画」※2のデザインガイドラインにもとづき、桜町・花畑地区の一体的な空間・景観形成に寄与する施設となるよう計画します。
- ・新庁舎は、森の都の景観との調和を目指し、緑や水の要素を取り入れた空間の導入、熊本県産木材を使用した内装材の導入等を計画します。
- ・新庁舎の高さは、周辺施設から熊本城を望む眺望に配慮し、良好な景観を形成できるよう計画します。

※1：良好な景観を形成するための行為の制限事項として定められた高さや形態、衣装、色彩・材料、緑化等の基準

※2：桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画

(1) 本庁舎・議会のデザインの方向性

- ・熊本城と庭つづき「まちの大広間」を継承し、まちの歴史・賑わい・緑を感じるデザインとします。
- ・くまもと街なか広場に面して一体的に賑わいに寄与する建物の顔となる外観を形成します。
- ・上層部に展望スペースや屋上庭園を設け、熊本城が眺望できる場を確保します。
- ・敷地内や建物への緑の導入や、親水設備などの整備を行い、緑や水の要素を取り入れた空間を創出します。

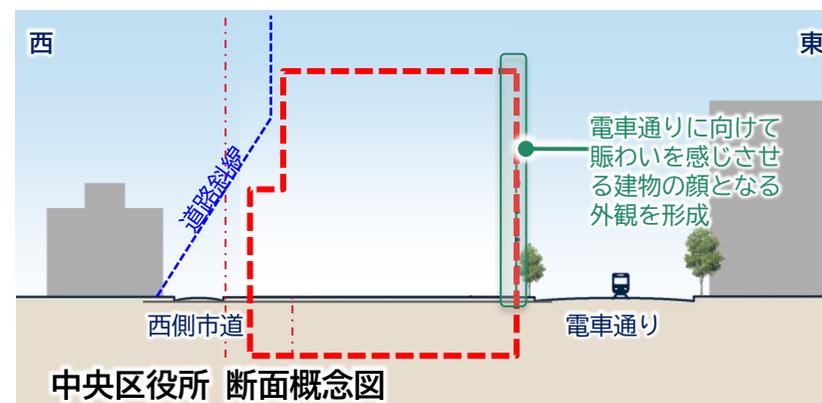
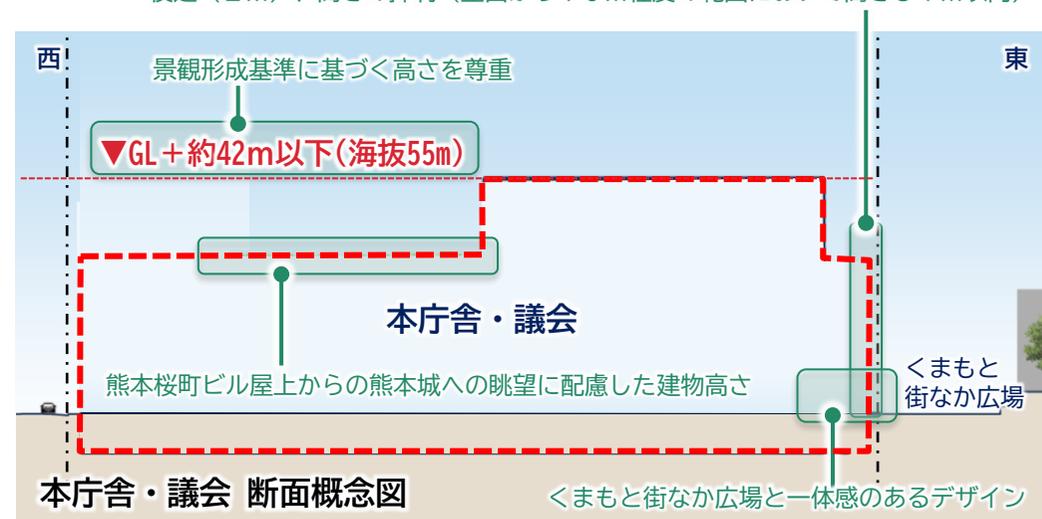
(2) 中央区役所のデザインの方向性

- ・熊本城との景観的な調和や周辺環境との連続性に配慮したデザインとします。
- ・低層部については、長堀通りと下通側をつなぎ、自然と歩行者の流れを生み出すデザインとします。

(3) 共通事項

- ・待合スペースや交流・共創スペースなどの内装に県産木材を効果的に利用し、熊本らしさを感じる空間を目指します。
- ・建物の高さは、良好な景観形成となるよう熊本市景観計画における熊本城周辺地域の景観形成基準を尊重した計画とします。

桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画にもとづく、境界線からの壁面後退（2m）、高さの抑制（壁面から10m程度の範囲において高さ31m以内）



○ 駐車場・・・第5回資料2

整備方針

- ・自動車から公共交通を主体とした移動手段への利用転換をはかり、人中心のまちづくりを進める都市政策の方向性を踏まえ、新庁舎の駐車場については、周辺駐車場の活用を前提として整備台数を設定し、駐車スペースの合理化を図ります。
- ・本庁舎には約80台、中央区役所は約75台分の駐車場を地下に整備し、周辺駐車場の活用分とあわせて必要台数の約345台を確保します。
- ・来庁者駐車場は新庁舎敷地内と辛島公園地下駐車場で必要台数の約150台を確保し、駐車場を自由に選択できるようにします。
- ・公用車は新庁舎敷地内と周辺駐車場で必要台数の約190台を確保することとし、今後はシェアリングや公共交通利用促進により保有台数の削減を図ります。

（1）駐車場必要台数

- ・新庁舎の駐車場に必要な台数は、来庁者や公用車、荷さばき車両など利用実態を踏まえ、分類ごとに算出します。

分類	本庁舎・議会	中央区役所	合計
来庁者	約50	約100	約150
公用車	約170	約20	約190
荷さばき	約5(4~6)	約2(2~3)	約7(6~9)
合計	約225	約120	約345

- ※ 上記台数は各施設に必要な台数であり敷地内に配置する台数ではありません。
- ※ 算出結果は確定値ではなく、変更となる可能性があります。

（2）駐車場配置計画

- ・“人中心”のまちづくりを進めるため、新庁舎の駐車場は周辺駐車場として約190台を活用し、新庁舎敷地内には本庁舎・議会に約80台、中央区役所に約75台の駐車場を整備します。

	本庁舎	中央区役所	周辺駐車場	計
配置台数	約80	約75	約190	約345

（3）駐車場の出入口について

- ・本庁舎の出入口は熊本高森線に設置し、交通への影響を踏まえ左折イン・左折アウトの出入りとしします。
- ・また、バス通行に影響を与えない形態や構造となるよう検討します。
- ・中央区役所の駐車場出入口は西側の市道に設置します。



○駐輪場・・・第5回資料3

整備方針

- ・駐輪場の整備台数は、来庁者の需要や職員の利用状況、さらに庁舎移転に伴い閉鎖される駐輪場の影響を踏まえて設定します。
- ・普通自動二輪車の利用にも対応できるよう、専用の駐車スペースの設置を検討します。
- ・新庁舎敷地内では来庁者利用を優先し、将来の来庁者需要の変化に応じて、職員利用とのバランスから柔軟に変更できるように検討します。
- ・放置自転車対策として駐輪場の利用は有料とします。
- ・シェアサイクルポートの設置については、近隣ポートの利用状況を踏まえて検討します。

（1）駐輪場利用状況

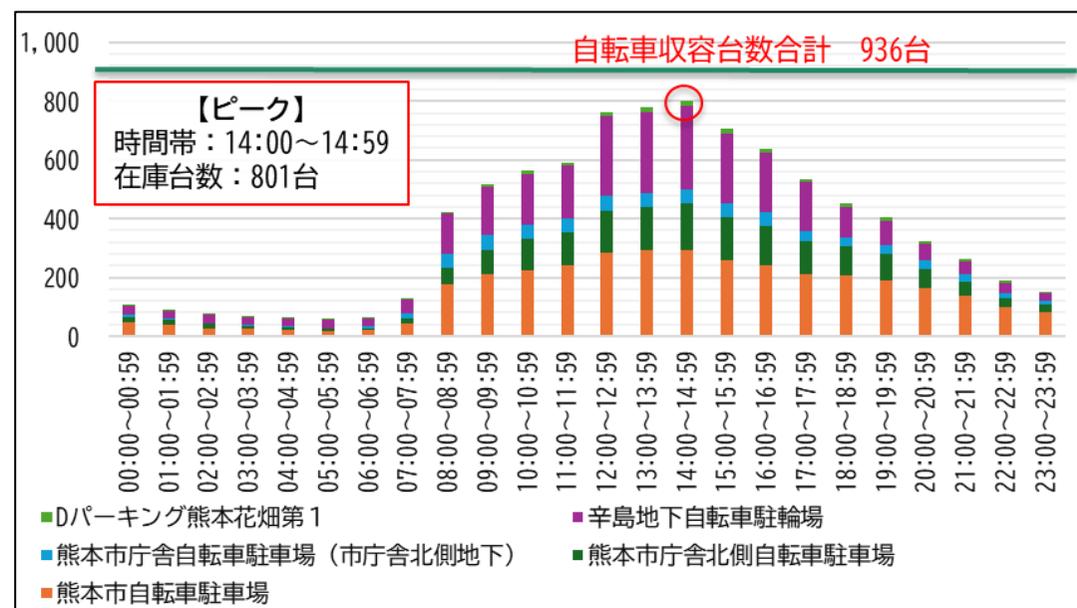
- ・来庁者へのアンケート調査や職員、公用自転車などの利用実態を踏まえ、分類ごとに算出しました。
- ・これは、現庁舎周辺エリアに駐輪されている台数であり、需給バランスは満足しています。（右グラフ参照）

分類	自転車			原付・自動二輪		
	本庁舎 議会	中央 区役所	合計	本庁舎 議会	中央 区役所	合計
来庁者	約20	約50	約70	約10	約10	約20
職員	約360	約40	約400	約210	約20	約230
公用	—	約21	約21	—	約6	約6
合計	約380	約111	約491	約220	約36	約256

（2）駐輪場配置計画

- ・周辺エリアでは駐輪場の需給バランスが満足していることから、新庁舎の駐輪場は、閉鎖される駐輪場とほぼ同数の310台を整備します。

	減少台数	配置（整備）台数	
	閉鎖する駐輪場	本庁舎・議会	中央区役所
駐輪場台数	約309	約210	約100



【利用状況（自転車）R6.11.6実績（利用最大日）】

○公共交通機関との連携検討・・・第5回資料4

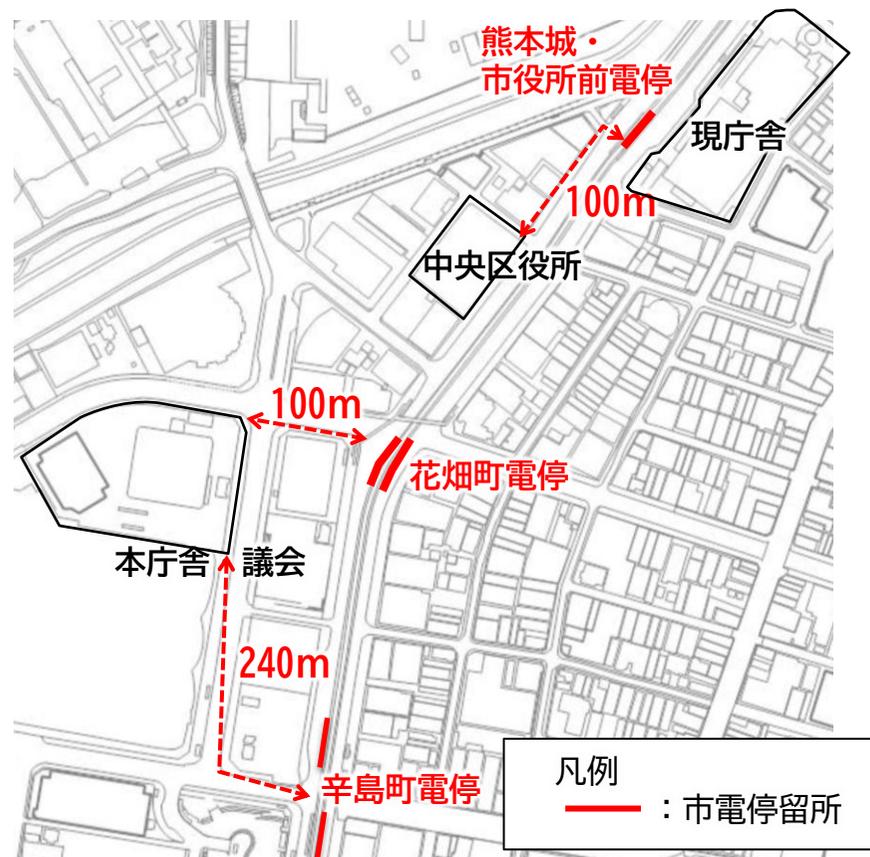
検討の方向性

・本庁舎
・議会

電 停：徒歩圏内には花畑町電停や辛島町電停が存在します。今後、バリアフリー対応に関する改良計画や安全な動線、回遊性の向上等の観点を踏まえ、最適な電停位置等について検討を進めます。
バス停：徒歩圏内には桜町バスターミナルが存在します。さらなるアクセス性の向上を図るため、桜町ビルとの新たな歩行者動線の接続について検討を進めます。

中央区役所

電 停：徒歩圏内には熊本城・市役所前電停が存在します。今後、安全な動線や回遊性向上等の観点を踏まえた検討を行います。
バス停：徒歩圏内にはバス停は存在するものの、高齢者が無理なく休まずに歩ける距離を超えているため、中央区役所周辺の上下線バス停について、移設または増設の検討を行います。



《参考》 バス停の徒歩圏：300m（国交省：都市構造の評価に関するハンドブック）
高齢者の9割以上が無理なく休まず歩ける距離：100m（国交省：第1回 高齢者の移動手段の確保に関する検討会配布資料 H29.3）

○周辺整備・・・第5回資料5

整備方針

- ・ 利便性向上を目指し、「本庁舎・議会と中央区役所をつなぐ歩行者動線」「バス停・電停からの歩行者動線」の歩道空間整備、デッキ接続等を検討します。
- ・ 回遊性向上を目指し、周辺のオープンスペースの連続性、面的広がりのある整備を検討します。

(1) 周辺整備の目的

- ・ 本庁舎と中央区役所それぞれに来庁目的がある方や、バスターミナルや辛島地下駐車場を利用して来庁される方の利便性向上を目指し、歩道空間の整備やデッキ接続等について検討します。
- ・ エリア全体の回遊性向上のため、オープンスペース等の整備についても検討します。
- ・ 庁舎移転に伴う周辺道路等の整備・改修についても適宜検討予定です。

(2) 利便性向上を目指した整備の検討

- ・ 本庁舎・議会と中央区役所をつなぐ歩行者動線について、歩道設置や屋根設置等の歩道空間の整備について検討を行います。
- ・ バスターミナルがある熊本桜町ビルとのデッキ接続や辛島地下駐車場との地下接続について検討を行います。

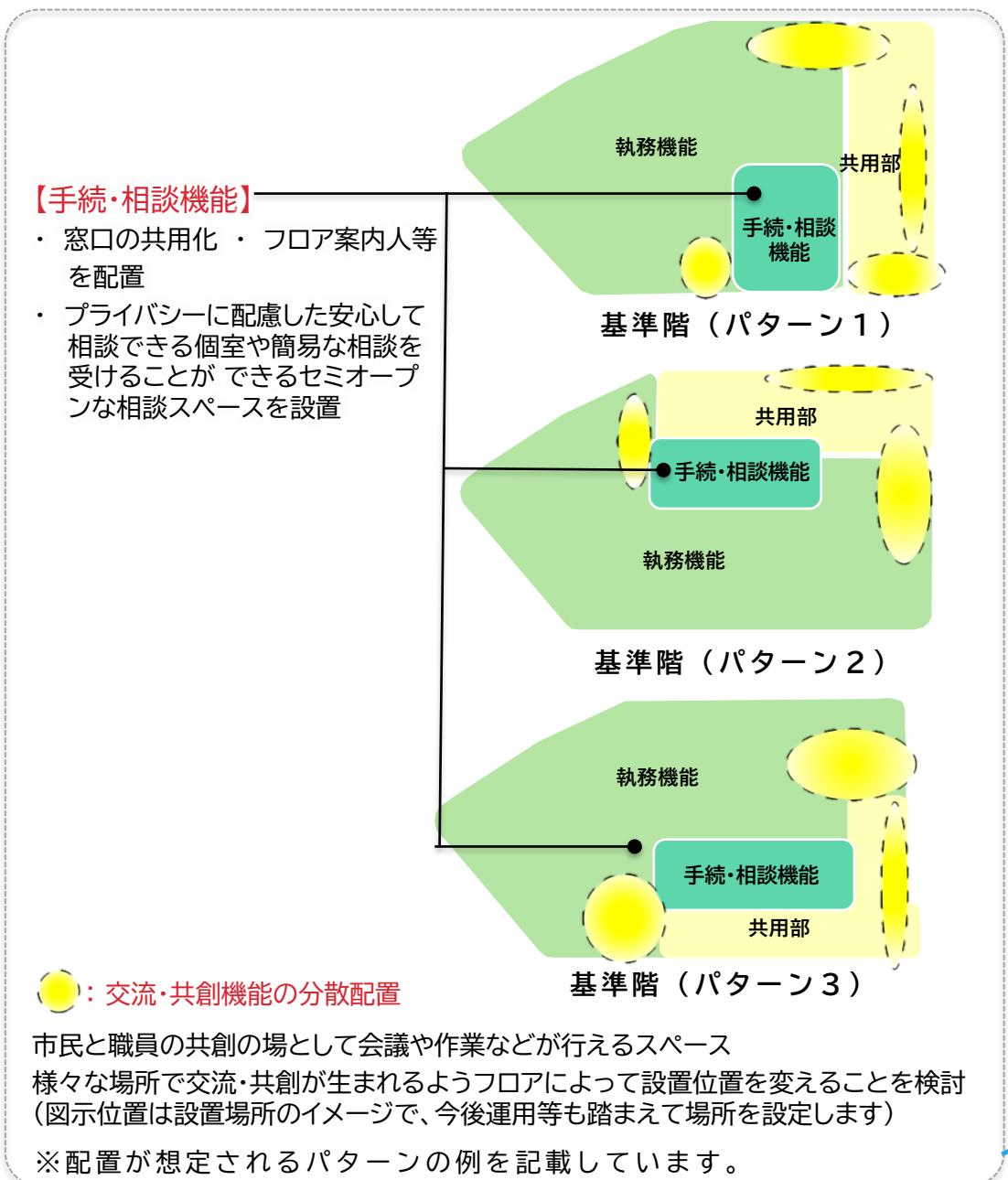
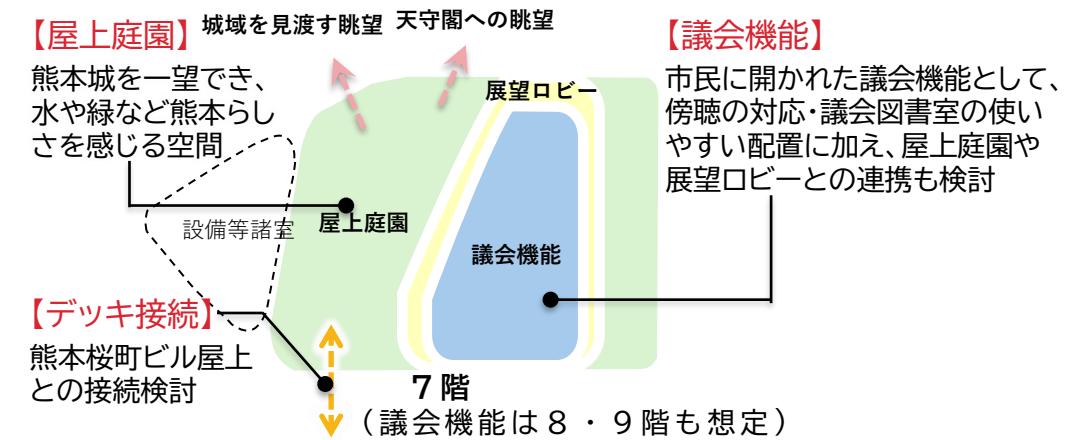
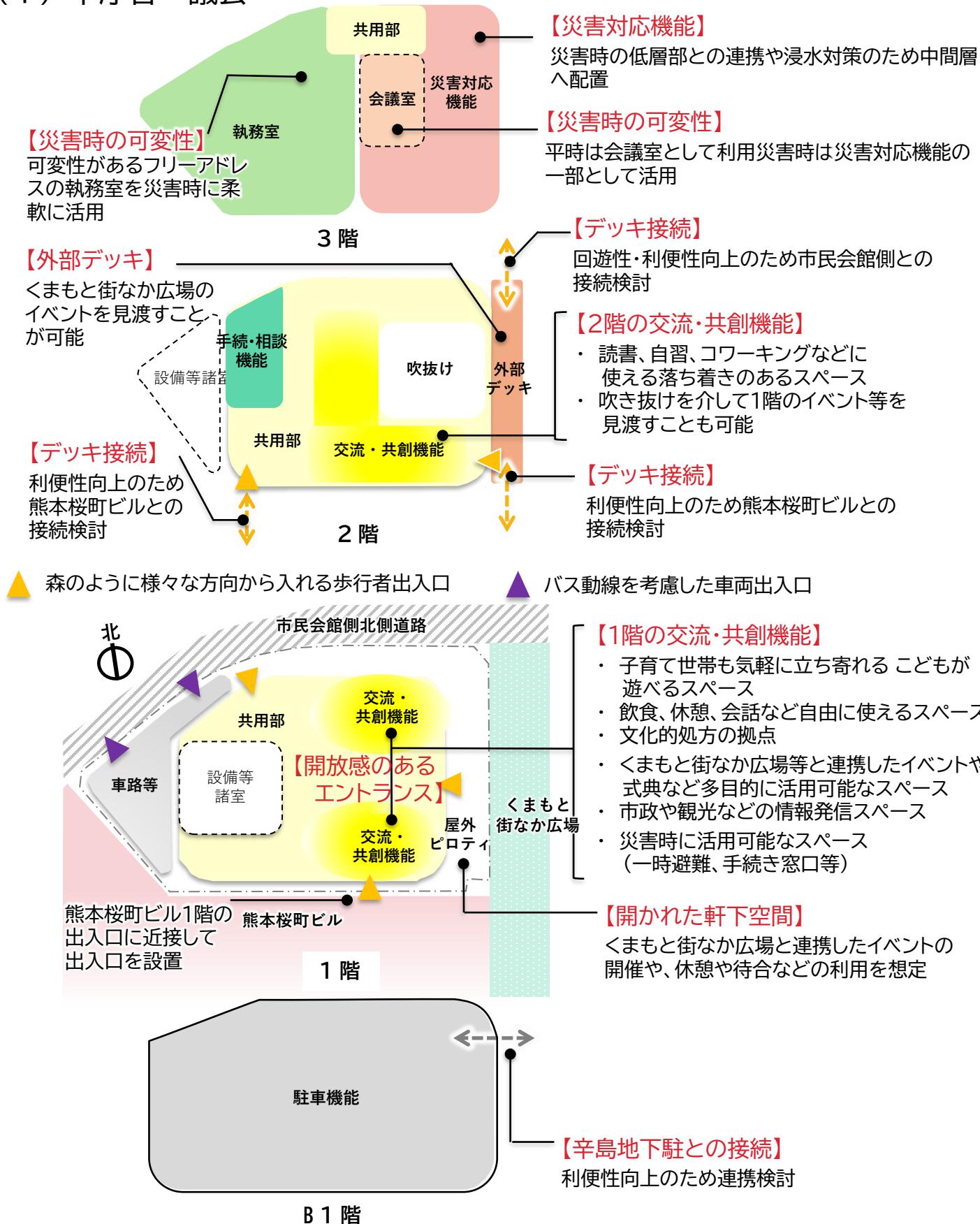
(3) 回遊性向上を目指した整備の検討

- ・ 周辺施設敷地や長堀通りなどのオープンスペースは、一体感のあるデザインの導入、テーブルやベンチ等の設置による憩いの空間の創出等を行うとともに、連続性や面的広がりを持たせた整備について検討を行います。



○全体ゾーニングイメージ・・・第5回資料6

(1) 本庁舎・議会

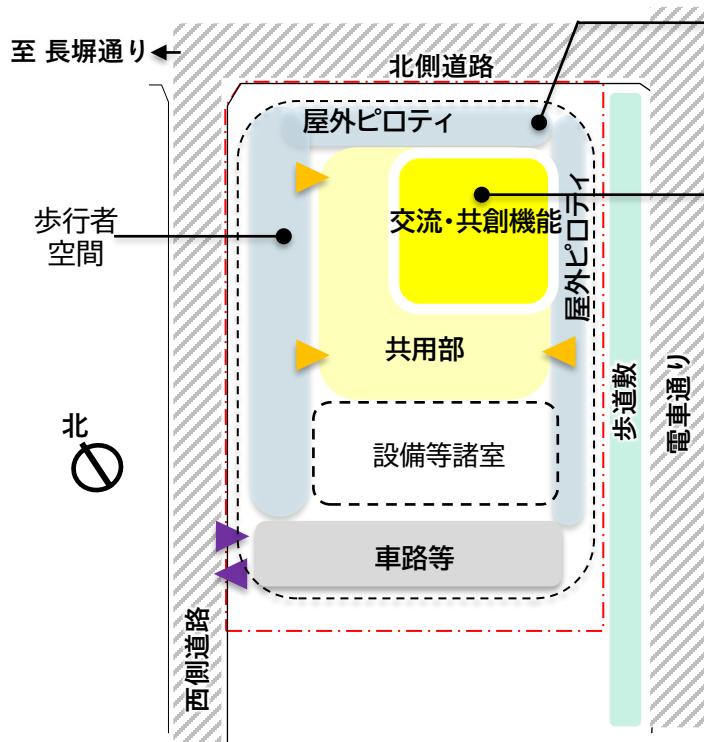


○全体ゾーニングイメージ・・・第5回資料6

（2）中央区役所

▲ 森のように様々な方向から入れる歩行者出入口

▲ 車両出入口



1階



B1・B2階

【ピロティ】
道路沿いに設け、居心地の良い歩行空間作りに貢献

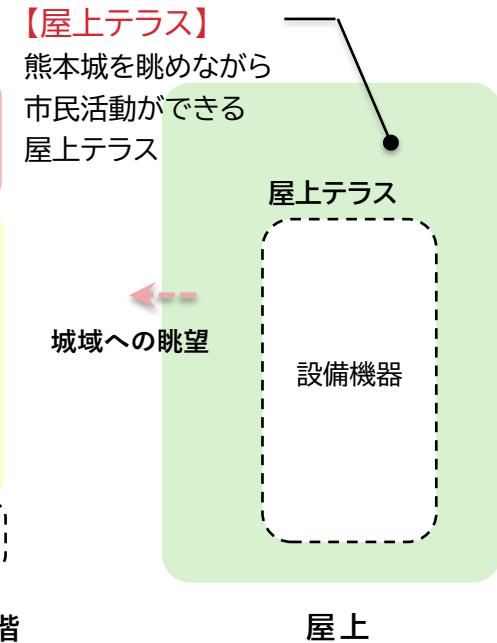
- 【1階の交流・共創機能】**
- ・ 歩行者が立ち寄り、観光情報等を見ながら休憩できるスペース
 - ・ 周辺施設や商店街等と連動したイベント開催やマルシェ開催も可能な多目的に利用できるスペース
 - ・ 読書、自習、飲食など自由な過ごし方ができるスペース
 - ・ 熊本の歴史や震災、区の取組等を知ることができる情報コーナー
 - ・ イベントや区民活動へ参加を呼び掛ける掲示等が可能なスペース
 - ・ 区民活動の成果を展示・発表できるスペース

【災害対応機能】
(平時は執務室)
浸水対策、停電時の対応を想定して中間層へ配置

【災害時の可変性】
平時は会議室として利用し、災害時は災害対応機能の一部として活用

【災害時の可変性】
可変性があるフリーアドレスの執務室を災害時に柔軟に活用

防災拠点機能が入る中層階
※基準階パターン1又は2の場合の想定



【利用者の特性に配慮した待合スペース】
例:キッズスペース、授乳室、車いす専用待合スペース等



基準階 (パターン1)



基準階 (パターン2)



基準階 (パターン3)

- 【手続・相談機能】** ※配置が想定されるパターンの例を記載しています。
- ・ 手続きのワンストップ化(ライフイベントに関するもの) ・ 手続き機能と相談機能はエリア分けを行う
 - ・ 利用者の特性に配慮したサインやレイアウト、機器を整備
 - ・ フロア案内人等を配置 ・ プライバシーに配慮した安心して相談できる個室や簡易な相談を受けられるセミオープンな相談スペース
- : 交流・共創機能の分散配置
- 区民活動や区民と職員が交流や共創できるスペースや待ち時間などに利用可能なこどもが遊べるスペース
様々な場所で交流や共創が生まれるようフロアによって設置位置を変えることを検討
(図示位置は設置場所のイメージで、今後運用等も踏まえて場所を設定します)